

企業結合会計基準(案)等、公表議決 ―ASBJ―

去る8月13日、企業会計基準委員会は第390回企業会計基準委員会を開催した。

これまで、基準諮問会議の提言を受けて、「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い、および「事業分離等に関する会計基準」と「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の記載内容の相違について審議をしてきた。

実務対応報告18号の改正案へのコメント対応、検討

―ASBJ、実務対応専門委

去る8月21日、企業会計基準委員会は第118回実務対応専門委員会を開催した。今回は、実務対応報告18号等の改正公開草案以下、「本草案」というへ寄せられたコメントを受けて、対応が検討された。

主な審議事項は次のとおり。

IAS 39号の減損の定め

確定
本草案の脚注3において、「IFRS 9号『金融商品』の公表により、IAS 39号『金融商品』

今回、これらの審議を踏まえ、企業会計基準公開草案「企業結合に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案「企業結合に関する会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について採決が行われ、出席委員全員が賛成し、公表が承認された(8月21日に公表)。

コメント期限は10月22日までとなっている。

これに対して事務局は、修正国際基準2号においては、IFRS 9号に対して「削除または修正」を行うために、追加的な定めとしてIAS 39号の一部の規定を抜粋して記載しているものであり、修正項目の基本となる項目のみを記載している本実務対応報告とは前提が異なるものである、との見解を示した。そのうえで、IAS 39号の減損の定めは削除されているが、削除される前のIAS 39号の減損の定めに従う旨を追記することとした。

注記内容の明確化

本草案の適用時期等(3)③なお書の取扱いは、基準適用前の期において、未適用の会計基準等に関する注記の適用時期に関する注記(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準12項(2))として適用予定日を記述することをあらためて求めているのか、あるいは基準を適用した期において、会計方針の変更の注記として原則適用時期より遅い適用である旨の記述をすることを求めているのか確認したい、とのコメントが寄せられた。

これに対して事務局は「平成31年4月1日以後開始する連結会計年度以降の各連結会計年度において、平成30年改正実務対応報告を適用していない場合、その旨を注記する。」と、表現を見直すこととした。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(月)まで	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成30年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
10月1日(月)まで (9月末日が休日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成30年6月期) 2カ月延長(平成30年5月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1、4、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

判断・見積りの開示充実への アプローチ、示される

—ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る8月22日、企業会計基準委員会第15回ディスクロージャー専門委員会を開催した。今回も前回に引き続き、基準諮問会議から依頼された判断・見積りの開示充実に関する事務局の考えが示され、それに基づき議論がされた。

判断・見積りの開示

これまでの議論では、IAS1号12項「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」、125項「見積りの不確実性の発生要因」のような開示要求を、日本基準にそのままの形で導入することは適切ではなく、また仮に導入するとしても必要に応じて修正することが望ましいとの事務局の考えに賛成の声が寄せられていた。そして、仮に日本基準において判断・見積りの開示を充実させる場合、その方法として2つのアプローチが示されていた。

- 【包括アプローチ】会計基準において原則を定め、企業が当該原則に基づき開示すべき項目を選択し、開示の充実を図るよう要求するアプローチ
- 【個別アプローチ】開示の充実

を固める会計基準を個別に特定し、個別の会計基準の改正を通じて追加的に開示すべき内容を定めるアプローチ

(1) 判断の開示

判断の開示に関しては、今回、事務局は次の3つを提案した。

- ① 包括アプローチを採用しない
- ② 個別アプローチを採用しても開示すべき重要な判断がない可能性もあるため、追加調査を行い、次回、個別アプローチによる基準開発を行うことを基準諮問会議に提案することが適切か否かを審議する
- ③ 具体的に当てはまる会計基準が存在しない場合は会計方針の開示が要求されておらず、この点を充実させることについてコンセンサスが得られたら、関連する基準の開発を親委員会に提言するか否か、基準諮問会議に提案する

①に関して、専門委員から「この段階で包括アプローチを採用しないと決めることはリスクが

昨年の株式投資テーマとして、暗号通貨・人工知能が注目された。さて、次のテーマは何だろうか？ 量子コンピューターということにしておこう。

筆者は量子コンピューターの原理をよく理解できていない。いや、まったく理解できていない。唯一、わかっていることは、古典的コンピューター（現在使われているコンピューター）は演算を0と1で処理するのだが、量子コンピューターは0でも1でもあり得る状態の「重ね合わせ処理」ができるので、一度に大量の演算が可能というところくらいだ。大量の演算が可能であること、すなわち計算の高速化は人工知能の強化に直結する。「人工知能の学習」膨大な計算^①なので、計算高速化↓学習量増↑知能アップというわけだ。

人工知能にとってはいい話だが、暗号技術にとっては脅威だ。暗号技術は日常生活で誰もが利用していることをご存じだろうか。たとえば、オンラインショッピングでクレジットカード番号を入力する際に、入力情報を手元で暗号化してから送信している。誰かがこの暗号文を入手することは可能だが、解読は不可能だ。ショップ側しか解読できない。この暗号・復号のしくみを簡単に説明すると、「ショップ

が、暗号技術にとつては脅威だ。暗号技術は日常生活で誰もが利用していることをご存じだろうか。たとえば、オンラインショッピングでクレジットカード番号を入力する際に、入力情報を手元で暗号化してから送信している。誰かがこの暗号文を入手することは可能だが、解読は不可能だ。ショップ側しか解読できない。この暗号・復号のしくみを簡単に説明すると、「ショップ

プ側が秘密の素数^②NとMを選び、N×Mで得られる数字Lだけを顧客側に渡す。顧客側はL（公開鍵）を使って送信情報を暗号化する。この暗号文を復号するにはN（秘密鍵）が必要」という感じである。

誰もが入手できる暗号化に使う数字L（公開鍵）から、復号に必要な数字N（秘密鍵）を割り出すことは不可能ではないが、効率的な割出し方法はみつからない。だから、Lが巨

大な数字になると、古典的コンピューターでは宇宙年齢くらいの時間が必要となる。ビットコインに代表される暗号通貨の基盤技術であるブロックチェーンは、やや異なるしくみを採用しているが、公開鍵と秘密鍵の組み合わせの発想は同じだ。量子コンピューターならば、いずれのタイプの暗号でも公開鍵から秘密鍵を短時間で探し当てることができる。つまり暗号は破られるという

投資のハナシ表裏

量子コンピューターは脅威か

ことだ。

量子コンピューター実用化のニュースが報じられているが、不安になる必要はない。量子コンピューターには大きく分けて2種類あり、実用化されている量子コンピューターは特定の計算でしか対応できないアニーリング方式である。暗号解読に使われる汎用計算向きの量子ゲート方式の実用化はまだ先だ。

今以上にコンピューターの性能が上がると人間が勝てない分野が急速に広がるだろう。将棋・囲碁ではすでに勝てないことが証明されている。自動運転が進化すれば、最速F1ドライバーはコンピューターということになるのではない。

だが、最近、人間の能力の凄さを実感した。報道によれば、会長のおもてなしの際には、指示がなくとも「肉（和牛肉）しか食べない、豚（豚肉）、目玉焼き（外はカリカリ、中は半熟）、ふりかけはカツオぶし」と、ここまでかというくらい細かい配慮をしていた件や、「クォーターバックを潰せ」という監督の指示を、「反則してでも怪我をさせろ」の意味だと正しく解釈できた件だ。量子コンピューターでさえも決して真似できない能力だろう。

（三田 哉）

① 11、13、19のように1と自身以外に約数を持たない数字。
② 素数

ないか」との意見に対して、事務局から「一般的には包括アプローチのほうが上手く機能するが、判断の開示は対象が判然としていないため、包括アプローチのような原則的な会計基準は作成者・利用者にとって有用とはならない可能性がある」との返答がなされた。

多くの委員が、事務局の提案の方向性に賛成した。

(2) 見積りの開示

見積りの開示に関しては、今回、事務局は次の4つを提案した。

- ① 包括アプローチを採用する
- ② 見積りの開示の目的を「見積りの会計上の技法に起因して、将来、資産または負債の帳簿価額に重要な変動が生じる可能性およびその程度について、経営者の見解を伝達し、財務諸表利用者の評価に役立てること」といった表現で示す
- ③ 開示対象となる見積り項目を企業が選択する際の判断基準を「将来の財務諸表に対して重要な影響を与える可能性があるか否か」としたうえで、将来の財務諸表に対する相対的な金額的影響およびその発生可能性を考慮して経営者が総合的に判断するものであることを明らかにする
- ④ 関連する資産および負債の

帳簿価額を記載したうえで、見積りの概要、将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性およびその程度についての経営者の見解、ならびに見積りに影響を与える主要な要因と当該要因が変動した場合の因果関係について、定性的な記述を中

会計

リース期間の取扱い等、整理

—ASBJ、リース会計専門委

去る8月23日、企業会計基準委員会は第81回リース会計専門委員会を開催した。

今回、IFRS 16号を早期適用している海外企業(Air France、Deutsche Post、Nettel)の事例紹介をしたうえで、次の事項について検討を行った。

リース期間

今回、IFRS 16号およびトピック842のリース期間の取扱いについて整理したうえで、事務局の分析が示された。

IFRS 16号およびトピック842では、リース期間はおおむね同様である。

IFRS 16号では、リース負債の測定に用いるリース期間には、借手がリースを延長するオプションを行使用することが「合理的に確実である」オプション期間を含めるべきとしている。トピック842では、IFRSと

心に開示を行う方向で基準開発する

委員からは、②に関して「企業のリスク開示の視点を取り込むべき」、④に関して「定性情報を強調すべきではない」などの意見が寄せられた。

の平仄を合わせるために「合理的に確実である」との用語が使用されている。

これらを踏まえて、事務局から次の分析が示された。

- ・わが国のリース会計基準では、リース期間については「合意された期間」とされており、またリース適用指針の定めを適用する場合、IFRS 16号およびトピック842におけるリース期間と異なる可能性がある
- ・仮に会計基準の開発に着手する場合、不動産に係るリースのリース期間の見積りが実務上困難であるが、対応を図ることができるか検討する

専門委員からは、「合理的に確実である期間」が抽象的で実務ではわからない、「オプションの利用実態について調査すべき」との意見が聞かれた。

リースとサービスの差異および未履行契約との関係

前回(2018年8月10日号

(No.1520)情報フラッシュ参照)、「すべてのリースに係る資産および負債の認識」の分析をした際に、委員から多くの意見が寄せられた。

これら前回寄せられた意見に関するASBJ事務局の予備的分析が示された。

前回の意見…未履行契約における「相互依存的」の意味を明確にすべきである

事務局の分析…借手および貸手の双方にとって、権利は義務の履行を条件としている点で相互依存的であり、当該権利および義務を別個のものとして分離できないものとしている

前回の意見…オンバランスの論

拠として資産の認識(使用権の移転)が重視され、負債(リース料の支払義務)の認識が重視されないことに違和感がある。仮に、負債の認識を議論する際には、債権者側の取扱いがリース契約と他の未履行契約で異なるかなど法律的側面からの検討が必要

事務局の分析…ASBJのオンバランスの議論はもっぱら使用権の移転に焦点を当てられて構成されている。契約締結時

点からリース料の支払義務は生じており、原資産を引き渡すことによって負債を認識すること、かどうかは、引渡しを重視する論理を受け入れることができるかによる

前回の意見…米国会計基準では、リースからの便益とリース料に「リンク」があることに着目して単一のリース費用を計上することとしているが、あまり「リンク」を強調しすぎると、原資産の引渡し後もリース契約は未履行契約であり、グロスで資産および負債を認識すべきではないという議論に戻る

事務局の分析…資産、負債の両建てを否定するまでには至らず、資産、負債をオンバランスすべきかどうかは、その有用性の分析に委ねられる

専門委員から「すべてのリースに係る資産および負債を認識することは悪影響を及ぼす懸念があるが、これらの検討は開発に着手した後に行われるのか」との質問に対して、事務局から「仮に会計基準を変えた場合に何らかの問題が生じるかに関しては、会計処理が決まらないと波及効果はわからず、それらを現段階でどこまで織り込めるか検討することは難しい」との回答があった。

時価のレベルに関する説明、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る8月24日、企業会計基準委員会は第132回金融商品専門委員会を開催した。

今回は、公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について検討が行われた。先に行われた第390回の親委員会でも審議されている。

主な検討事項は次のとおり。

時価に関する会計基準等で取り扱う範囲

(1) 親委員会での審議

前回の審議では、トレーディング目的で保有する棚卸資産について、時価に関する開示を求めないことが提案されていた。この提案に関して、「レベル3に区分される可能性が低いことや、保有する業態が比較的限定的であることは理由として十分」等の意見が寄せられた。

今回、トレーディング目的で保有する棚卸資産について、時価に関する開示を求めるとする提案に変更された。あわせて、注記項目として棚卸資産会計基準19―2項を新設することも提案された。

また、時価の定義およびガイダンスに係る会計基準等を取り扱う範囲に含めないことを提案

している仮想通貨については、時価に関する開示も求めないことが提案されている。

委員からは、「仮想通貨の時価のレベルごとの内訳の開示を行うことができない」との理由には違和感を覚える」等の意見が聞かれた。

(2) 専門委員会での議論

親委員会で示された事務局案が専門委員会でも示され、専門委員からは、特段の意見は聞かれなかった。

時価の定義・ガイダンスに関する設例

(1) 親委員会での審議

前回に引き続き、新基準における設例の方向性について審議された。

今回、次に挙げる設例については、新基準に含めることが提案された。

設例6	主要な市場
設例7	当初認識時の取引価格と公正価値
設例8	制限された資産
設例12	社債債務…相場価格
設例13	社債債務…現在価値技法
設例14	資産および負債に係る

活動の量または水準が著しく低下した場合の公正価値の測定

また、設例10（仕組債）については、新基準に含めないことが提案された。

その理由としては、日本基準のもとでは、前提となる時価評価の対象がIFRS13号の設例と異なる可能性があり、また設例10については、設例13等に含まれていると考えられることが挙げられた。

(2) 専門委員会での議論

専門委員会では、会計基準・適用指針の文案が検討され、適用指針のなかに設例も盛り込まれて、議論が行われた。

時価のレベルに関する説明

専門委員会において、これまでの議論で、時価のレベルに関して適切な理解が行われるための説明を、基準等とは別に設けるべきではないかという意見があり、これを受けて、事務局から次のような説明文が示された。

【時価の算定要素及び時価のレベルについて】

- 1 時価は評価技法のインプットを用いて算定する。
- 2 時価のレベルはインプットのレベルに応じて決定される。
- 3 時価のレベルは、次のような

特徴がある。
(見出しのみ列挙)

前記2のなかで時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係が図示された(図表)。

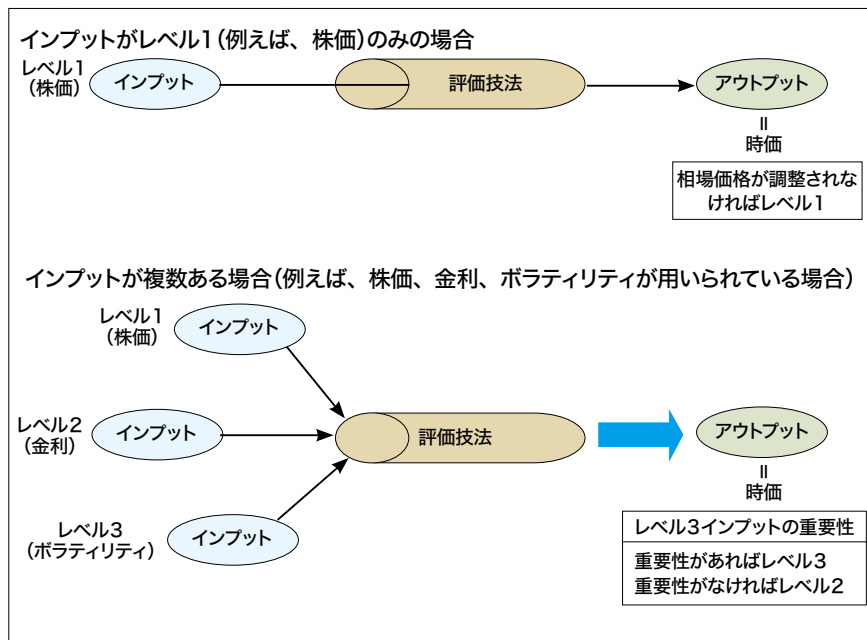
専門委員からは、「この説明文は最終化する際には掲載されるのか」という質問に、「公開草案と一緒に公表する『コメントの募集』のなかに盛り込み、最終

化したら「公表にあたって」のなかに記載する予定」という回答があった。わかりやすく整理されていることについて、賛成の意見が多く聞かれた。

金融商品の時価に関する開示項目

専門委員会において、金融商品の時価の全般的な開示項目およびレベル3を対象とした開示項目に関して、今回は次の項目について、検討が行われた。

(図表) 時価のレベルの分類における評価技法とインプットの関係



(1) 公正価値のレベルごとの残高の開示
次のような事務局案が示された。

① レベル3の時価のみならず、レベル1の時価とレベル2の時価についても、区別して開示する。

② 活発な市場の判断等、レベル1とレベル2の区分に関する追加的なガイダンスは定めない。

③ 時価が帳簿価額に近似する場合には、「金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項」全体について注記することを要しない定めを設ける。ただし、時価開示で示される時価の合計額と時価のレベルごとの内訳で示される時価の合計額との間に差異がある場合には、当該差異の額およびその内容を注記することを求める。

専門委員からは、「あえて設ける必要はないのでは」という意見が聞かれた。

(2) レベル1とレベル2の間の振替

事務局からは、振替を導入しない旨の案が示された。

専門委員からは賛成意見が多く聞かれたが、「金融危機時には、レベル1から2への振替の情報は必要かも」という意見も

あった。
(3) 期首残高から期末残高への調整表
次のような事務局案が示された。

① レベル3の時価に区分される売買目的有価証券およびデリバティブに対しては、購入、売却、発行および決済額を純額で表示することを認める。

② 一般的な重要性の適用による場合を除き、表形式によらない説明を認めるための定めを

設けない。

専門委員からは、特段の反対意見は聞かれなかった。

(4) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響
事務局からは、開示する旨の案が示された。

専門委員からは、「作成者のコスト負担が大きい。再考してほしい」という意見や「利用者としてはリスク管理の観点から有用」という意見が聞かれた。

国際会計

リースの貸手のための改善ASU公開草案、公表

—FASB

去る8月13日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「リース(トピック842)——貸手のための狭い範囲の改善」(以下、「本公開草案」という)を公表した。

本公開草案は、2016年に発行されたASU2016-02「リース(トピック842)の初度適用に関して、リースの「貸手」からの要求に対応するものである。

本公開草案の内容

本公開草案の内容は次の3つである。

(1) 借手から回収された売上税

(sales tax)と他の類似の税金

トピック842は、「貸手」に、管轄ごとに、売上税と他の類似の税金について、「それらの税金がリースした原資産の所有者としての「貸手」の主たる義務かどうか」(それらの税金が第三者の代わりに「貸手」により回収されるものかどうか)かを決定するための評価を要求している。

本公開草案は、「貸手」に、会計方針の選択として、前記の評価をしないことを認めた。「貸手」は関連する開示をして、そ

れらの税金が「借手」の費用であるかのように会計処理できる。

(2) 「借手」により「貸手」の代わりに第三者に直接支払われた変動支払

トピック842は、「貸手」に、「借手」により「貸手」の代わりに第三者に直接支払われた変動支払額について、変動支払額を変動支払の基礎となる事実と状況として認識することを要求している。

本公開草案では、「貸手」によりそれらの費用の金額が容易に決定できない場合には、「貸手」はそれらの費用を損益から除くことになる。

(3) リース構成要素ならびに非リース構成要素との契約に対する変動支払の認識

トピック842は、「貸手」に、変動支払が非リース構成要素に部分的に関連するかどうかに関係なく、変動支払額を変動支払の

基礎となる事実と状況の変化が発生した期間に損益で認識することを要求している。

本公開草案では、「貸手」に、特定の変動支払額を「リース構成要素」と「非リース構成要素」に配分することを要求している。配分後は、「リース構成要素」への配分額はトピック842に従って損益で認識され、「非リース構成要素」への配分額はその他のトピック(たとえば、トピック606「顧客との契約から生じる収益」)に従って認識される。

適用関係等

コメント期限は2018年9月12日である。

ASU2016-02「リース(トピック842)」と同じく、2018年12月16日以降開始年度から適用される予定である。

ASU2016-02を早期適用した会社については、未定である。

国際会計

金融商品の信用損失に関する基準改善のASU公開草案、公表

—FASB

去る8月20日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「金融商品——信用損失(トピック326)の基準の改善」(以

下、「本公開草案」という)を公表した。

FASBは、基準の改善または意図していない適用の修正の

ために継続するプロジェクトを
進行中である。

本公開草案の内容

FASBが2016年に発行
したASU2016-13「金融商
品—信用損失(トピック326)」で
は、金融資産の減損について、従
来の「発生損失モデル(Incurred
loss model)」から「予想信用損
失モデル(expected credit loss
model)」(金融資産の減損は償却
原価を基礎に測定される)に変
更されている。

本公開草案での改訂は、基準
改善のプロジェクトで典型的に
対処する項目と類似の性格を有
しており、現在の会計慣行に重
要な影響を与えることを想定し
ていない。

具体的な改訂項目は次のとお
りである。

(1) 非公開企業の適用日の変更
本公開草案は、非公開企業に
対してASU2016-13の適
用のための時間的な余裕を与え
るために、適用日を2020
年12月16日以降開始年度から、

2021年12月16日以降開始年
度に変更している。

(2) オペレーティング・リース
の取扱い
ASU2016-13では具体
的に触れられていなかった、オ
ペレーティング・リースから生
じる債権について、次の2点を
明確にした。

- ・「金融商品—信用損失—償却原
価での測定(サブ・トピック326
—20)」の範囲ではないこと
- ・オペレーティング・リースか
ら生じる債権の減損は「リース
—貸手(サブ・トピック842—
30)」に従って会計処理される
こと

適用関係

コメント期限は2018年9
月19日である。
適用日(公開事業企業は
2019年12月16日以降開
始年度と移行措置はASU
2016-13と同じである。

特定の開示要求に関する法 令の改正、公表—SEC

国際会計

去る8月17日、SECは特定
の開示要求に関する法令の改正
を採択したことを公表した。

改正の内容

この改正は、投資家と報告書
発行者の双方の利益のために、
コーポレート・ファイナンス部

門が主導で行ったもので、海外
企業を含む上場企業に適用され
る「規則S-X」や「規則S-K」
の改正が主になっている。
改正では、次の開示要求を削
除している。

- ・GAAP、IFRS、または他
のSEC開示要求でかなり似
た開示が要求されている、「不
必要で重複している要求」
- ・GAAP、IFRS、または他
のSEC開示要求と同じでは
ないが関連している、「一部重
複している要求」
- ・時の経過あるいは法令、ビジネ
ス、または技術的な環境の変化
の結果として、古くなった、
「時代遅れの要求」
- ・近年の法令、最近アップデイト
されたSECの開示要求また
は最近アップデイトされたG
AAPと首尾一貫していない、
「削除されるべき要求」

また、GAAPと重複してい
るが、GAAPに追加の情報を
要求している特定の開示要求
(法人税の調整表の開示など)に
ついて、FASBが将来的にG
AAPへの取込みを検討するた
めに言及している。

適用関係

改正は、官報での公告日以後
30日で効力を有する。

経理用語の豆知識

関係会社株式の期末評価



関係会社として、財務諸表等規則では財務諸表提出会社
の親会社、子会社および関連会社ならびにその他の関係会社
(財務諸表提出会社が他の関連会社である場合における当
該他の会社等)が含まれるものとされている。

子会社および関連会社株式については、取得原価をもって
貸借対照表価額とする。親会社株式およびその他の関係会社
株式は、売買目的有価証券またはその他有価証券に分類され
ることから、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額をそ
れぞれの保有目的区分に係る方法に準拠して処理しなければ
ならない。

子会社が保有する親会社株式については、連結上は、親
会社が保有している自己株式と合わせ、取得原価をもって株
主資本から控除することになる。持分法適用対象となっている
子会社および関連会社が親会社株式等を保有する場合は、
親会社等の持分相当額を自己株式として株主資本から控除し、
当該会社に対する投資勘定を同額減額する。

リスク分担型企業年金



リスク分担型企業年金は、法令上は確定給付型企業年金
法に基づいて実施するものであり、主な特徴は、①標準掛金
額は、その算定基礎となる率に基づき計算される掛金の額で、
特別掛金額は、年金財政計算における過去勤務債務の額に
基づき計算される掛金の額である、②財政悪化リスク相当額
は、事業主が拠出するリスク対応掛金額および毎事業年度に
おける財務状況に応じた加入者等への給付の調整額によって
分担され、各々の範囲は労使合意によりあらかじめ定められる、
③各期のリスク対応掛金額は、リスク対応掛金額の各期にお
ける拠出額または拠出額の算定に用いる一定の割合があらか
じめ規約に定められている、ことである。

掛金額は、リスク分担型企業年金を導入するときの財政計
算において、標準掛金額、特別掛金額およびリスク対応掛金
額を合算した金額が規約に定められる。受給者への給付額は、
加入者期間における給与の額等に基づいて算定された金額に
調整率を乗じて算出される。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年8月17日	改正版「会計監査人との連携に関する実務指針」	日本監査役協会	2014年に改正された会社法およびCGコードの実施に関連した実務上の対応を追記したほか、「監査法人の組織的な運営に関する原則」の実施や企業集団における監査の重要性の高まりを受けた改正等を行ったもの。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-425.html	—
2018年8月21日	企業会計基準公開草案第62号(企業会計基準第21号の改正案)「企業結合に関する会計基準(案)」及び 企業会計基準適用指針公開草案第62号(企業会計基準適用指針第10号の改正案)「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」	ASBJ	条件付取得対価に関連して対価の一部が返還される場合の取扱い、ならびに事業分離等会計基準と結合分離適用指針の記載内容の相違についての対応を図るもの。コメント期限は2018年10月22日まで。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2018/2018-0821.html	今号情報 フラッシュ

米FRBの追加利上げは限界に近づいているか

日銀は7月に「金融緩和策の強化」として、実質現貨の政策を一部修正する策を発表した。

一方で、アメリカの中央銀行である米連邦準備理事会(FRB)も同様に、7月31日と8月1日に開催した米連邦公開市場委員会(FOMC)で、新たな政策手法の議論を始めることを決め、実質的な政策変更となるのか注目を集めている。今回の議事要旨では、参加者の共通の認識として、実質金利が中立金利の水準に近づいていることが議論されたことがわかった。

中立金利は、景気に対して緩和的でも引締めのでもない金利水準である。したがって、FRBが利上げを継続すれば実質金利が中立金利を上回り、景気にプレキをかける金利水準になる。

このため、市場は9月の利上げまでは織り込んでいたものの、その先12月になると、利上げ継続が有効な政策手段か否かは意見が分かれるところだ。しかも、米トランプ政権が中国との間で続けている関税引上げ競争は、短期的には物価押上げ要因となり、「潜在的に重大な下振れリスク」との認識がFOMC参加者の間の共通認識となつている。このため、有

効な金融緩和策の選択肢は必須となる。

今回のFOMC議事要旨以前は、比較的景気に対して強気の見方が示されることが多く、それがFRBの近い将来の追加利上げを市場とのコミュニケーションとして正当化することになっていた。

その場合は、金利水準が中立金利を上回り、十分な「のりしろ」となっただろう。しかし、今

真夏の推移から秋以降を占う

証 券

この夏の異常な暑さは世界的で、地球温暖化がますます深刻さを増してきたことを実感させられた。世界各国は温暖化の原因と考えられる温室効果ガスを協力して削減しようとする協定を結んで対策を強化してきている。

ところが、温室効果ガス排出量2位のアメリカは、協定の内容が自国に不利だという理由で大統領が離脱を決定した。アメリカは今年5月、中東の大国イランの核開発をめぐる関係諸国が苦心して作り上げた合意から離脱、イランと敵対関係に戻った。経済制裁を復活させ、イラン石油の輸入

回の議事要旨では、金利がその役割を果たせなくなった可能性と新たな政策手法の必要性の言及があった。

しかも、8月17日にトランプ大統領がFRBの利上げに不快感を示したとの報道から、一時的に為替市場など金融市場が動揺した。こうしてみると、日米ともに非伝統的な中央銀行の金融政策は転換点を迎えているようにみえる。

日米欧の中央銀行による多大な流動性によって支えられている現在の世界経済は、その有効性に疑問符が付けば危機に直面するだろう。

国に対し輸入を止めることを求め、日本等を困惑させている。また、長年の同盟国トルコともさほど大きくない問題をきっかけに6月以降、一挙に対立を強め、両国関係は関税引上げ合戦、貿易競争へ拡大してきている。これを受け、経済混迷に苦しんでいたトルコは、通貨不安、金融不安などが強まり、混迷に拍車がかかった。トルコの苦境は同じような状況にある途上国への金融不安などを誘発させ、夏以降の国際金融、世界景気のリスク上位に浮上してきた。

夏のリスクの最たるものは、米

中貿易摩擦、貿易戦争の行方である。アメリカは7月6日から対中輸入品340億ドル、8月23日から同160億ドルに対し関税引上げを発動させた。即刻、中国も同規模の対米輸入品の関税引上げで報復した。アメリカはさらに9月以降、2,000億ドルの対中輸入品の関税引上げを予告している。

米大統領の独走・暴走には、国の内外から批判、反発が高まっているが、彼は意気軒昂だ。大統領支持率が案外、底堅いことで自信を得ており、中間選挙に向かってまっしぐらという感じである。

もう一つ、大統領の自信を支えているのは米株価の強さであるようだ。米中貿易戦争が開幕して、中国株価は下げ歩調を強いられ、米株価は下げ歩調を強いられているが、米株価は世界市場で相対的な強さをみせて真夏を乗り切った。実はアメリカは対中輸入品の関税引上げに際し、アメリカ国内への影響が小さいものから実施してきた。中間選挙をにらんだ作戦であろう。

しかし、これから国民の不満が高まる消費関連製品の関税引上げが予定され、夏までの関税引上げの企業への影響も本格化してくる。株価の底堅さが持続する保証はない。大統領の目指す中間選挙の勝利がシナリオどおり実現するかどうか、不透明というほかない。